

香川県社会福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会（第2回）会議録

1 日時

令和2年8月28日（金）14時～15時30分

2 場所

サンポートホール高松6階 61会議室

3 出席者

（委員）

長尾会長、安藤幸委員、石橋委員、大谷委員、大西委員、大原委員、小川委員、越智委員、日下委員、久米川委員、佐藤委員、高嶋委員、辻委員、豊嶋委員、藤田委員、松木委員、山本委員（17名 会長を除き50音順）

（事務局）

健康福祉部 土岐部長、森岡次長
長寿社会対策課 田口課長、北村副課長 外

4 議題

第8期香川県高齢者保健福祉計画骨子（案）について

5 審議内容等

○専門分科会長選任

専門分科会長に長尾委員が選出された。

○職務代理者の指名

専門分科会長の職務代理者に久米川委員が指名された。

○分科会の運営についての説明

（事務局）

本日の出席者は過半数に達しており、有効に成立していること

本日の会議は、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」等に基づき、公開とすること

当会での審議内容は、後日、県のホームページに掲載すること

○議題 第8期香川県高齢者保健福祉計画骨子（案）について

（事務局）

資料「第8期香川県高齢者保健福祉計画骨子（案）」に基づき説明

（委員）

人口減少により人口が94万人を切るということが、香川県の非常に大きな課題である。骨子（案）の趣旨にも人的基盤の確保が必要という記載があり、それを補うものとして、地域共生社会ということも打ち出しているように思う。

人的基盤の確保については、施策体系の『第4 介護福祉人材の確保及び介護業務の効率化』に記載されているが、その内容について記載されている16ページの

『1 質の高い介護・福祉人材の養成』では保健師・看護師等についての記載が見当たらない。

施策体系の『第1 健康づくりと生きがいづくり』に介護予防についての記載があるが、直接の介護でなく介護予防の人材もどのように養成・確保していくのかというところも非常に重要な視点である。

市町における介護予防事業の支援について、市町では、住民が住民を支え、その予防するような体制整備が推進されているところとそうでないところがある。人的基盤の確保については、第7期計画を踏襲しつつ、新しい部分も見られたが、市町によって進んでいるところとそうでないところがあるのを、県としてどのように支援するのか。

また、介護予防は介護予防、介護は介護というような記載になるのか伺いたい。

(事務局)

看護職員の確保が必要という問題意識については課題のところでも記載しているが、具体的な記述がないというご指摘だと思う。具体的な施策としてどのように記載していくかは次回に向けて検討してまいりたい。

保健事業と介護予防の一体化についても、新しく項目として設けることになっており、どこでどのように記載していくかについても今後検討してまいりたい。

(委員)

介護予防という視点を入れた人材確保についてぜひ検討してもらいたい。

住民が実施している介護予防における人材育成を市町がしていると思うが、それについてどのように支援していくか伺いたい。そういうところが地域共生社会の充実に繋がっていくと思う。

(事務局)

市町が行う介護予防への支援ということになると、地域包括支援センター職員の資質向上といったことについて10ページに記載している。これは市町への支援という中で記載しており、人材の確保ということになるのかわからないが、関係してくるのかなと思う。

(委員)

できるだけ、そういう枠を超えたところでお願いしたい。

(事務局)

人材については施策体系の第4でまとめて記載しているが、それとは別に市町支援という観点からは第2の2に記載があり、介護予防の観点からは第1に記載がある。8ページの第1の2に『(2) 保健事業と介護予防の一体的な実施の推進に向けた支援』という記載があり、関連してくると思う。保健と介護予防それぞれの枠を超えて、今後、どのように連携していくかという視点がここには入っている。

(委員)

人的基盤の確保が今回の大きな課題だと考えている。人的基盤の確保を県はどうするのか、大きな枠を超えて計画の目玉として見えてくるといいのではないか。

(会長)

17 ページの第 4 の 2 の『(4) 多様な介護人材の確保・養成』ということで3つ新規項目がある。県として、あらゆる可能性を考えて、介護あるいは介護予防に関わる人材を何とか確保しようと考えていると思う。

(委員)

老人保健施設はもともと中間施設であり、在宅と医療機関とをつなぐ施設、あるいはリハビリに特化した施設という位置付けだったが、実際は、エンドオブライフケア、ターミナルケアといった多様性を持った施設になっている。

少し前までは、在宅こそが正しい姿だというような考えがあったが、県民の意見を聞いてもらい、施設で過ごしたいという思いも入れてもらったということは本当にありがたい。

人材確保について、10 年くらい前は高校を卒業して介護の仕事に入る人がいたが、今はほとんどいない。介護の仕事に魅力が少ないのかなと感じるところはあるが、高校の先生が介護の仕事を勧めないことも大きな要因のようだ。何とか介護の仕事に魅力を感じてもらい、少なくとも積極的に目指してもらえよう、皆さんに知恵を出してもらいながら、我々としてもそれが実現するよう努めていきたい。しかしながら、いかんせん窓口自体が狭く、さらに言うと介護の仕事に入ってくる人は圧倒的に他職種からくる人である。学校を卒業して入ってくるような道筋があればもっと容易に人材の確保ができると思うので、その方法を皆さんで考えていただいて、そういった道筋をつけてもらえればありがたい。

(事務局)

小・中・高校生を対象にした出前講座のほか、介護の専門技術を広く周知するための介護技術コンテストを実施している。昨年度は、そこに高校生を呼んでなかなか評判がよかった。

その他にも介護の魅力のPR事業の支援にも努めていきたいと考えており、この点については介護福祉士会の協力をいただきながら、一緒に施策を進めてまいりたい。

(委員)

介護人材の確保は非常に重要な課題である。

やはり高校の進路担当の先生などが、優秀な子に対して介護の専門学校とか大学を勧めないというような現状がある。それを改善していくために、介護福祉士会の方で高校等を訪問し、介護の仕事の魅力、介護福祉士の役割や専門性について説明するといった事業等を実施している。

小・中・高校生には、できるだけ若いうちから介護の仕事を正しく理解してもらうため、現場の職員を派遣して、少しずつ理解を深めてもらう事業もある。

最近、家庭科の授業の中でも介護のことについて触れられるようになり、小中高の家庭科の先生も介護のことを学びたいということでいろいろ指導している状況であり、子どもたちが将来介護の仕事を目指せるような環境づくりに取り組んでいる。

(委員)

第8期で基本理念に触れる大事な問題を入れたらいいと思う。

現在、香川県でも犯罪被害者等支援条例がパブリックコメントの段階まで進んでおり、そのことを新しく情勢の変化の中に入れるべきではないか。計画の基本理念

と、条例制定されようとしている犯罪被害者等支援条例とは、内容が一致するものが多くある。第8期計画の基本理念に犯罪被害者等支援条例を加味する考えがあるのか伺いたい。

(事務局)

犯罪防止については、基本方針の『安心して暮らせる香川をつくる』に該当する事項だと考える。その中で防災対策の推進を始め、犯罪悪質商法からの保護や交通安全対策の推進、高齢者虐待の防止の体制整備などを記載している。具体的な施策としてどのように書き込んでいくかについては、現段階ではお答えすることができないが、『第5 安全な暮らしの確保』の中でどのように盛り込んでいくのか、担当部局とも相談しながら考えてまいりたい。

(委員)

具体的な施策ではなく、基本理念の中に新しい情勢として付け加えるべきではないか。今までなかったものが新しくできつつある。今年度か来年度には条例ができると思う。それならば、やはり基本理念の中にも入れるべきである。

(事務局)

現在、検討が進んでいるのは犯罪被害者等支援条例である。

犯罪の被害に遭われた方については、加害者にその被害を求償するというのが本来だがなかなか難しい面がある。合わせて、犯罪被害を受けられた方がマスコミ等の取材等によって、精神的苦痛を受けるというような面もある。

そうした観点について、県で基本的な考え方を示そうというのが、今回の犯罪被害者等支援条例だと考えているが、条例については現在検討中である。計画の基本理念の中に織り込んでいけるのかどうかについては、もう少し条例の内容を見ながら検討してまいりたい。

(委員)

コロナによって我々の生活もかなり変容してきている。例えば会議でも、Web会議などICTの活用が増えてきて、これからはますますそうせざるを得ない生活になってくると思う。そうであれば、高齢期に入ってもそうしたものがうまく活用できるような環境や仕組みが必要ではないか。

骨子(案)では、第2の『4 誰もが暮らしやすいまちづくり』の中に、情報のバリアフリーという記載があるが、これは心のバリアフリーに関してのものであるため、可能であれば、情報のバリアフリーとICT活用で別に項目を設けてもいいのではないか。

現在でも高齢者に特殊詐欺被害の事案が多く起きていたり、認知症高齢者の地域でのサポートであったり、移動困難高齢者に対する買物支援であったり、様々な課題が生まれてくる中で、ICTを活用して香川でやれることがあるのではないか。

Wi-Fiが全県下で使える状況ではなく難しいところがあるとは思いますが、介護する側のICTではなく、高齢者がICTを上手く活用して、離れていても繋がっていきけるような環境づくりができたらいいいのではないか。

(事務局)

ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進という項目があり、その中でICTについてもどこまで書き込んでいけるのか、今後検討してまいりたい。

(会長)

今回の新型コロナウイルス感染症を機会に生活形態がだいぶ変わってくるのだろうと思う。

これまで、顔が見える関係を非常に重視していたが、ICTを使った施策の進展を高齢者福祉の領域でも取り組んでいくべきだという意見だと思うが、そのとおりでと思う。

(委員)

医療介護連携について、現在、医療介護連携の研修会、シームレス研究会、サービス担当者会議、入退院のカンファレンスがかなり少ない状況である。やはり、ICTの活用とかも含めてやっていかないとなかなか動いていかないし、逆にICTを活用することによって働きやすくなるような環境もあると思うので取り組んでいただきたい。

14ページで医療介護地域連携クリティカルパスについての記載があるが、最近、高松市が入退院支援ルールを作ったりしているので、どういう形で入るのかわからないが、そういったことも必要なのかなと思う。

人材の面で、若い人はもちろん大事だが、高齢者の活用ということも大事だと思う。介護予防も大事だが、雇用されることは一番元気が出る場所だと思う。産業界との連携について記載があったと思うが、元気な方についてはそういう雇用面について考えていけばいいのではないかな。

第8期計画で有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の数値が記載されると思うが、どのように進めていくのか。特別養護老人ホームや老人保健施設を上回るぐらいの人数になってきているということだが、方針や方向性について伺いたい。

(事務局)

有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の重要な受け皿になっているということは記載しているが、市町で推計しているところであり、具体的にどのように積み上げていくのか、現段階ではまだ示されていない。

(委員)

新型コロナウイルス感染症の対策について、老人保健施設では面会禁止や外出の禁止などやっているが、高齢者の方もストレスとか楽しみが減っている。コロナの対策としてはもちろん大事なことはあるが、ちょっと過剰な面がある。我々としては、発症者を出さないことはもちろんだが、それよりも誹謗中傷あるいは風評的なことをすごく気にしており、職員は外に食事にもいけない、もちろん旅行にも行けないというような状況である。

日常生活に制限がかかり過ぎて、現状以上に怖がっているところがあるような気がしている。対策を怠れということではないし、マスクをして、消毒をして、対外的なソーシャルディスタンスを取るということはもちろんだが、弊害も出てきているため、せつかくの機会であり申し上げた。

(委員)

最初は新型コロナウイルス感染症というものがよくわからないということで、2種相当ということで規定された。2種感染症であれば原則的に入院しなければいけないが、

感染者が増えてきて、療養施設でもかまわない、在宅でもかまわないということになり、少し2種から離れたような感じになってきている。また、最近は無症状者が多く、2種のままにしておくのはおかしいのではないかということで、おそらく2種から外れるのではないかと思う。

2種から外れると、おそらく普通の感染症扱いになるので、今後は高齢者及び病気を持たれた方の治療が中心になり大きく変わっていくと思う。そうなれば、マスコミの報道の仕方も少し変わってきて、一般的な世論や風潮も変わってくるのではないかと思う。

(会長)

私が出席している新型コロナ対策協議会でも、偏見というか社会の目というか、そういったもので患者さんやその家族が非常に心的ストレスを受けているという話があった。高齢者福祉施設にしても、高齢者ということでいろいろな併発症等があり、万一、クラスターが出ると大変なことになる。

新しい項目である、新型インフルエンザ等対策行動計画との調和に配慮した感染症に備えた取組に入ってくると思うが、そこで本日の意見も入れたコロナ対策について記載していただけるとありがたい。

(委員)

人材確保について、17 ページの第4の2の『(4) 多様な介護人材の確保・育成』や、『3 介護業務の効率化』というところで新規項目がたくさん入っており、県としての意気込みを感じる。

結局は全部繋がっていることだと思う。文書負担の軽減もICTも全部繋がっているし、働きやすい職場も繋がっている。現在、介護業界は慢性的に人材不足だが、比較的景気が悪い時は門戸をたたいてくれやすく、そういう意味では少し流れがきているところである。そういった状況で、こういう施策を実施して人材の入口を広げてもらい、適性のある方を取り込んでもらう、ただ、それだけでは定着とか質の向上に繋がらないので、質の向上につなげるための施策も並行して実施してもらいたい。

人口減少については、はっきりと出ているし一朝一夕に変わるということでもなく、人口減少は進んでいくということなので、やはり外国人人材の力は何らかの形で借りないといけない。ただ、本当に日本で活躍してもらうためには、やはり日本の文化に馴染んでもらわないといけないし、まずは言語を身につけてもらうことが非常に重要だと感じている。

現在、外国人に日本を選んでもらうというのは非常に難しい。ましてや、日本の中でも地方というのは都市部と比べて賃金が低く選んでもらうのは難しいので、力を入れてもらうことは重々感謝をしているところであるが、より柔軟に、より強力にお願いしたい。

(委員)

現在、介護の人材が非常に不足している。

地域包括ケアを進めていこうということで、資料の中にも『誰もが暮らしやすいまちづくり』という記載があるが、老老介護とかボランティアで介護するという機会をどうしても増やしていかなければいけないのではないか。

そういった中で、現在、自治会とか町内会の活動が非常に衰退している。そういうのをもう一度調整して、町の中でお互い介護を見ていこうというような取組を将

来考えなくてはいけない。

情報のバリアフリーについての記載があるが、個人情報保護法の関係で、町内会でも住民の健康状態について情報が取りにくい状況がある。地域の中でお互い見ていこうとした時に、どうしてもそこがネックになるため、個人情報保護法との関係をどのように整理していくか。町内で、どこにどういう人がいて大変なことになっているとか、あの人は食事で誤飲しやすいんだとか、よく歩いていた人が最近歩かなくなったとか、そういう情報の共有はすごく大事なことだと思う。

(委員)

現在、学校に看護師がいるところといないところがあるが、例えば訪問看護を受けている人が学校に通っている場合、訪問看護の人は家には通えるが、学校には入っていけないというような縦割りのところがあるため、柔軟に考えてもらいたい。

昼ご飯の介助や処置のためだけに親が学校へ行く必要があり、それにより就業できないということもある。

(事務局)

御意見は子どもについてのことかと思うが、それは障害分野の話になる。障害分野でも、別途、計画づくりを進めているところであり、そのような視点でも検討するように伝えておく。

(委員)

高齢者保健福祉圏域については3圏域を設定して、保健医療サービスと福祉サービスの連携を図るためと記載があるが、圏域ごとの連携を図るための協議会は設けていないのか。

圏域の意味を教えてください。

(事務局)

基本的に、介護保険は市町が第一義的責任を負うものだが、個々に考えるのでは評価もしにくいいため3つの圏域に分けてやろうというものであり、圏域ごとに協議会を設けるということはしていない。

(委員)

圏域を設定して、保健所を中心として連携強化を図るような形をとっている県もあると思う。3圏域に分けて保健医療サービスと福祉サービスの連携を図るためというのであれば、その圏域の特徴もあるので、そういうことも検討してもいいのではないか。

香川県独特ではないかと思うが、圏域を設定しながら圏域ではないというような印象を受けた。

(会長)

厚生労働省の基本指針にも、二次医療圏域と老人保健福祉圏域を一致させるような文言があったと思う。

(事務局)

基本的には高齢者が福祉サービスを利用するエリアとしての3つの圏域という考えである。島は島、後は東と西で、その圏域内での福祉サービスを主に利用する

であろうということで、その圏域内での人口と介護サービス等の供給量のバランスを考えるとという便宜的な趣旨で圏域を設定している。そういう意味では、圏域の中で保健医療サービスと介護との連携を図ればいいのかという委員の御意見の趣旨は非常によくわかる。

当然のことながら、各保健所についてもこの計画等に基づいて連携を図っていくということになると思うので、圏域についてはそういう趣旨であるをご理解をお願いしたい。

(委員)

個人情報保護法のこともあるが、地域の関係性が希薄になる中でなかなか地域の課題が掴みにくいという点に関しては、社会福祉協議会でもしっかりと取り組んでいきたい。

コロナの中で活動しにくい状況にはあるが、やはり民生委員が地域の困り事や課題をキャッチする非常に重要な役割を果たしているので、民生委員が活動しやすいような状況を社会福祉協議会としてもバックアップしていかなければいけないし、行政の方でもバックアップをお願いしたい。

11 ページに成年後見制度の記載があるが、2040 年問題というのは高齢化の問題もさることながら、単身世帯が増えて家族の構成が変わってくるという、もう一つの側面があり、単身世帯が増える中で保証の問題が非常に大きな問題になってくる。

例えば、一人暮らしでアパートを確保したいが、なかなか保証人が見つからないということがある。我々も機関保証の取組をやっているし、17 市町のほとんどの社協が法人後見に取り組んでいるが、あくまで一つのツールであって、法人後見で高齢者の権利がすべて守れるというわけではない。

そういった高齢者本人の意思決定支援をきっちり支えるための取組も、これから単身世帯が増える中では必要になってくるため、ぜひそういった視点も計画の中に盛り込んでいただければありがたい。

(会長)

いろいろな領域からたくさんの貴重な御意見いただいた。

他に御意見がないようなので、本分科会として、第 8 期の香川県高齢者保健福祉計画の骨子（案）について、先ほどの県の説明を中心に、本日出された多様な御意見を踏まえて検討していくことを基本的に了承したいと思うが、よろしいか。

(特に意見なし)